

様式 4

第 13 回高石市入札等監視委員会議事概要

開催日時及び場所	平成 25 年 6 月 25 日（火）午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分 高石市役所会議室 202	
出席委員	3 名全員（大学教授 1 名、大学准教授 1 名、弁護士 1 名）	
事務局	契約検査課：塚本課長、伊奈課長代理、中井主幹、山内主事 街路河川課：薪谷課長、武田課長代理 建築住宅課：酒井課長、松本課長代理 上下水道課：弓中課長、清水課長代理、堀計画工務係長、船富主査	
審議対象期間	平成 24 年 10 月～平成 25 年 3 月	
抽出案件	6 件	通常指名競争入札 ・取石中学校給食調理棟等建設工事（建築工事） ・南海中央線道路整備工事（その 2） ・南海中央線道路整備附帯設備工事（その 1） ・（整備 24-4）新村北線配水管整備工事 ・高石配水場耐震化工事（その 1） 随意契約 ・中学校蓄電池設備設置工事
一般競争入札	1 件	
公募型指名競争入札等	1 件	
通常指名競争入札	5 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会意見の内容	今期の入札契約手続きは、概ね妥当である。 最低制限価格の設定方法について、今後、検討を期待する。	

委員	事務局
1 委員長の選出について	
委員の互選により委員長が選任された。	
2 議事概要の確定について	
議事概要は委員全員の確認により確定することが申し合わされた。	
3 入札等監視委員会の概要について	
<p>次のとおり事務局から説明があった。</p> <p>入札等監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条の規定に基づいて定められた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」第2の1の(2)の規定に基づいて設置され、所掌事務は、同指針により入札及び契約手続きの運用状況について報告を受けること、抽出又は指定された公共工事の入札等の経緯について審議を行うこと、不適切又は改善すべき点について意見具申を行うことの3点であり、意見具申があったときは必要な措置を講ずるよう努めることとされている。</p> <p>これを受けて本市では、高石市入札等監視委員会設置要綱を制定し、入札等監視委員会を設置した。所掌事務は、指針に定められているとおり、入札及び契約事務の運用状況の報告を受け、入札等の経緯について審議し、意見の具申又は勧告をすることとしている。委員は3名で、委員長は互選により選任され、委員長の職務代理は委員長が指名し、委員には守秘義務が課されている。</p>	
4 平成24年度下半期の工事請負契約に関する入札及び契約手続の運用状況について	
<p>今期は前期と比較して契約金額の大きい工事が多かった印象を受けるが、今期の傾向はどうか。</p> <p>随意契約が多いが、理由としてはどのようなことがあるか。</p> <p>慶翠苑床カーペット改修工事は他の随意契約案件と比較すると落札率が88.0%と低いけどどのような理由によるものか。</p> <p>随意契約できる金額の範囲を定めているか。</p>	<p>平成24年度上半期と契約件数及び契約金額を比較すると、上半期が17件で2億1千万円であったのに対し、下半期は42件で9億9千万円と大幅に増加している。</p> <p>中学校給食調理棟及び南海中央線道路整備、またそれらに附随する設備等の工事があったためである。</p> <p>随意契約の理由は個々の案件により異なる。</p> <p>中学校蓄電池設備設置工事は金額が大きいですが、施工できる業者が契約先しかなかったためである。</p> <p>本案件は他の案件と異なり、2者以上による見積合わせを行った。そのため、入札と同様の競争が生じたものと考えられる。</p> <p>工事であれば、設計金額が130万円以下の案件としている。</p>

<p>設計金額が130万円以下であれば、入札を行える場合でも随意契約することになっているか。</p>	<p>130万円以下であれば、随意契約によることができると定めた趣旨は、契約事務の簡略化という点にある。</p> <p>そのような場合は見積合わせとなるが、2者以上で見積書を徴取するので、入札と大きな差はない。</p>
<p>5 平成24年度下半期における指名停止の状況、談合情報の状況及び契約解除の状況について</p>	
	<p>平成24年度下半期における指名停止、談合情報及び契約解除はなかった。</p>
<p>6 抽出事案の審議について</p>	
<p>○ 抽出担当委員から抽出理由について次のような説明があった。</p> <p>契約検査課及び上下水道課分ともに一般競争入札はなし。通常指名競争入札及び随意契約から各工事種別で契約金額が最大のものの1件ずつと不調になった案件を抽出した。</p> <p>○ 取石中学校給食調理棟等建設工事（建築工事）</p> <p>指名業者選定理由において、「経営事項審査の総合評点が低い11者から」とあるが、低い方から指名する根拠はあるか。</p>	<p>本案件は、設計金額が1億円以上3億円未満の建築工事のBランクに該当するが、その範囲において下限の1億円に近い設計金額であることから、当該ランク内の業者のうちから1億円に近い工事を施工できる業者を総合評点の中から指名した。</p> <p>また、後述の南海中央線道路整備工事（その2）については、設計金額が8千万円以上2億円未満の土木工事のBランクに該当するが、その範囲において上限の2億円に近い設計金額であることから、当該ランク内の業者のうちから2億円に近い工事を施工できる業者を総合評点の中から指名した。</p>

<p>経営事項審査の総合評点は、企業の規模の大小だけでなく、質も評価しているのではありませんか。</p> <p>企業の規模に応じて総合評点も高くなるか。</p> <p>質を評価している面はないか。 質を評価しているのであれば、低い方から指名することは不適切ではないか。</p> <p>指名業者選定にあたり、選定が恣意的にならないよう、経営事項審査の総合評点を用いる明文の規定等の明確な基準はあるか。</p> <p>南海中央線道路整備工事（その2）では市外業者を1者指名しているが、必要であったのか。</p> <p>市外からもっと多くの業者を指名してはどうか。</p> <p>取石中学校給食調理棟等建設工事（建築工事）の㎡単価が一般的に見て高いように感じられるが。</p>	<p>総合評点は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額及び平均利益額、技術職員数等から算出される。</p> <p>経営規模に応じて高くなる。</p> <p>審査項目として、技術職員数を評価する項目があり、成果品の質に影響すると考えられる。</p> <p>国土交通省及び大阪府住宅まちづくり部建築振興課が窓口となる経営事項審査は、国・地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負う建設業許可業者が必ず受けなければならない審査制度である。公共工事の各発注機関は、競争入札に参加する建設業者についての資格審査を行っている。資格審査の項目としては、欠格要件に該当しないか審査したうえで、客観的・主観的な審査結果を点数化し、順位付に使用している。この内、客観的審査結果が、経営事項審査に該当するものであり、客観性が担保されているため用いている。</p> <p>総合評点は、設計金額に合わせて適切な指名業者選定を行うための判断材料として用いている。</p> <p>高石市指名競争入札参加選定基準により、選定業者数が8者以上と定められている案件であるため指名した。</p> <p>選定業者数を満たしており、十分に競争性が発揮されているものと考えて指名しなかった。</p> <p>給食調理棟は、一般的な住宅等より上屋の重量があるため、基礎工事に多くの費用がかかった。</p>
---	--

<p>○ 南海中央線道路整備附帯設備工事（その1）</p> <p>全員が辞退して不調になっているが、理由等は把握しているか。</p> <p>事前に施工の可否を打診していないのか。</p> <p>1回目の株式会社クボタと2回目のクボタ機工株式会社大阪支店は同系列であるか。</p> <p>1回目と2回目の指名業者で違いはあるか。</p> <p>技術的には、落札した株式会社水処理管理センターしか施工できない特殊な工事であるか。</p> <p>技術者の配置が困難であったとのことであるが、水景施設の施工件数は全国的に多いのか。</p> <p>辞退理由の調査は行っているか。</p> <p>施行において問題はなかったか。</p>	<p>当該案件のような結果は異例である。 辞退理由の提出は義務付けていないが、年度途中で、時期的に技術者の配置が困難であったと推測される。</p> <p>していない。</p> <p>名称から推測はできるが、両者の資本関係等は把握していない。 クボタ機工株式会社大阪支店は、水処理機械のメンテナンス等を行う企業であると認識している。</p> <p>1回目は官公庁での受注実績から選定したが、2回目は噴水やせせらぎ等の水景施設の施工実績から選定した。</p> <p>他の指名業者でも施工は可能であったと考えている。 時期的に技術者の配置が困難であったと推測される。</p> <p>施工件数は少ないが、技術者数も少ないと考えられる。 また、当該案件は既設の道路に設置するのではなく、道路工事の進捗状況に合わせて施工しなければならないため、困難であったことも予想される。</p> <p>2回目の入札後、担当者による口頭での確認ではあるが、技術者の配置によるものが4者、金額的な採算によるものが1者であった。</p> <p>特に問題なく竣工した。</p>
---	--

<p>今後、特殊な工事の発注は、年度中の早い時期に行うよう注意されたい。</p> <p>○ 中学校蓄電池設備設置工事</p> <p>随意契約とした理由として、「各中学校に設置されている太陽光発電システムに適合する業者は、1者のみである」とあるが、確認は取れているか。</p> <p>○ (整備24-4) 新村北線配水管整備工事及び高石配水場耐震化工事</p> <p>上下水道課分の入札は、抽選が多いよう見受けられる。</p> <p>○ 全体</p> <p>経営事項審査の総合評点を用いた指名業者選定について、総合評点が「低い者」「高い者」の業者を対象として選別しているが、「低い者」「高い者」のどちらの基準によるのかについて、運用はどのようにされているのか。</p> <p>結果から考察すると、指名業者数を増やし、競争性を高めても落札価格が下がるとは考えにくい。</p> <p>但し、総合評点を用いる基準を明確にし、公平を期すことは重要である。</p> <p>他の自治体の基準等を調査しているか。</p>	<p>現在、国内において公共、産業用の大容量リチウムイオン蓄電池を製造しているメーカーは、パナソニック株式会社と株式会社GSユアサの2者であるが、パナソニック株式会社からは自社以外の太陽光発電システムで使用するための蓄電池の販売は行わない旨の回答を得ている。</p> <p>今期の上下水道課分の入札は、全て抽選となっている。</p> <p>業者については、あらかじめ格付算定を行い、工事の業種別にランク付けをしている。</p> <p>業者選定については、ランク内の業者の中から発注する設計金額に対応する総合評点を持つ業者を選定している。</p> <p>選定が恣意的にならないように客観性が担保されている総合評点を選定の基準としている。</p> <p>直近では、近隣の地方公共団体が格付等の調査を行っており、回答した。可能であれば、調査結果を閲覧したいと考えている。</p>
--	--

<p>大阪府の選定基準はどのようなものであるか。</p> <p>官製談合が疑われる可能性はないか。</p> <p>指名業者の事前公表は行っているか。</p> <p>最低制限価格で落札した場合、落札者には十分な利益があるか。</p> <p>落札者の利益についての調査は行っているか。</p> <p>業者から不満は出ていないか。</p> <p>最低制限価格の算出方法の見直しについて検討しているか。</p>	<p>大阪府は対象工事により基準を設定している。</p> <p>予定価格及び最低制限価格を事前公表しているので、その可能性はない。</p> <p>指名業者の公表は、契約締結後に行っている。</p> <p>応札及び落札されている結果から、特に問題はないと推測できる。</p> <p>行っていない。</p> <p>現状ではそういった話は聞いていない。</p> <p>検討していない。</p>
<p>7 第12回の課題について</p>	
<p>電気工事について、平成23年9月以前と翌年1月以降で落札率の傾向が大きく変化している。</p> <p>このような結果になる契機となったと思われる事象があるか。</p> <p>毎回、全員が最低制限価格で応札すると決まっていると仮定すれば、業者にとっては積算をする手間がないのでは。</p> <p>個々の業者の受注実績の調査も併せて行えば、傾向がわかるのではないか。</p>	<p>平成24年1月以降は、全ての案件が最低制限価格で応札され、抽選となっている。</p> <p>各業者の受注意欲の高まりによるものと考えている。</p> <p>入札時に内訳書の提出を義務付けているので、積算の手間はある。</p> <p>案件により金額が異なるため、受注件数と受注金額の関連性は低いですが、傾向がわかるかも知れないので検討したい。</p>